

令和 7 年度

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改定版



嵩の杜学園

松江市立朝酌小学校

いじめ防止基本方針 目次

はじめに	— P 1 —
1 いじめの定義	— P 2 —
重大事態の規定	
2 いじめ問題についての認識	
基本認識	*いじめ問題の本質を知り、思いや考えを共有して迅速に事態に対応する。
いじめの構造	
主ないじめの態様	
3 いじめの未然防止のために	
基本姿勢	*いじめを許さない児童を育てる。
手立て	
○学級経営の充実	
○授業中における生徒指導の充実	
○道徳	
○学級活動	
○学校行事	
○児童会活動	
○情報モラルの学習	
○職員研修	— P 4 —
○特別な支援や配慮が必要な児童への対応	
4 いじめの早期発見について	
早期発見の意義	*いじめの見えにくさを認識し、いち早く兆候を察知しようとする意識をもつ。
早期発見の手立て	
○教師と児童の日常の交流を通じた発見	
○複数の教職員の目による発見	
○定期的な調査での発見	
○指導の振り返り、点検による発見	
○教育相談による発見	
○いじめを訴えることの意義と手段の周知	
○保護者や地域からの情報提供	— P 5 —
○学校ネットパトロール事業によるネットトラブルの対応	
5 いじめの発見から解決まで	
解決までの基本的な考え	*指導者一人一人が、解決までの見通しを共有し、組織的な対応にあたる。
1 情報の入手	
2 いじめ問題対策委員会（対応方針の決定・役割分担・組織対応）	
○情報の整理	
○対応方針の決定と共通理解	
3 事実の究明	
○事実の究明の留意事項	— P 6 —

4 いじめを受けている児童、いじめている児童、周囲の児童への指導・支援

- いじめを受けている児童への対応
- いじめている児童への対応
- 観衆、傍観者への対応

5 保護者への対処、連携

- いじめを受けている児童の保護者への対処、連携
- いじめている児童の保護者への対処、連携
- 他の保護者との連携

6 関係機関との連携

7 経過観察・取組の検証及びいじめ解消の定義

— P 7 —

— P 8 —

6 いじめ問題への組織的対応

組織対応の基本的考え方 * 情報連携と行動連携の調整を図り、迅速に対応する。

いじめ問題対策委員会の設置

いじめ重大事態への対応

— P 9 —

7 いじめ対策年間計画（予定）

— P 1 0 —

○その他

はじめに

未来を担う児童たちが、朝酌の豊かな自然や歴史、あたたかな人情の中で心身ともに健康で個性豊かに成長すること、そして責任ある大人に成長することは、私たちの共通の願いである。

しかし、全国各地において、いじめにより児童が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生するなど、児童たちを取り巻く環境において憂慮すべき状況にある。いじめ問題の解決は、わが国の教育における大きな課題となっている。

いじめの問題は児童の人権に関わる深刻な、人が生きるにあたって直面する現実の問題である。そして、大人社会の問題としての体罰や虐待、様々なハラスメント等、不満やストレスにとらわれて起こる点で共通する。

他人の傷みを我がこととして手をさしのべる心、断固として暴力を許さない強い意思、多様な他者を受け入れる寛容な態度など、児童の手本となるよう人権意識を高めていくことが真に大人に求められている。

児童は未来を創る担い手であり、安心して豊かに生活できる将来の社会や集団を築く推進者である。いじめをしない、させない、許さない教育環境づくりを社会全体で進めていかなければならない。

学校では、校長の強力なリーダーシップのもと、協力体制をより充実していくことが求められている。本校では、下記の「松江市いじめ防止基本方針 第一章 1」に示された基本理念を通底に置き、いじめ問題の未然防止と解決を目的として、ここに本校の基本方針を示すものである。

松江市いじめ防止基本方針 第1章 松江市のいじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 基本理念

- 『DREAMS from MATSUE～ふるさと松江から、夢を実現し未来を切り拓く～(松江市教育大綱)』に基づき、思いやりの心とゆとりの心を大切にして、子ども誰もがお互いを助け合い、生き生きと楽しく学べる学校づくりを進める。
- いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう未然防止に努める。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないようになるとともに、いじめが児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度を育てることをめざす。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、学校・家庭・地域その他の関係機関との連携の下、迅速かつ組織的に対応する。

1 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

重大事態の規定

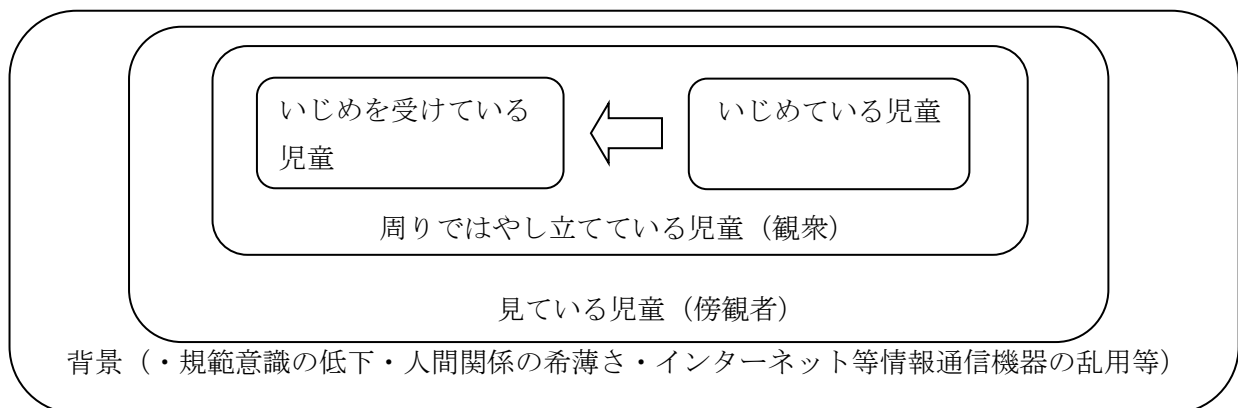
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 いじめ問題についての認識

基本認識 ーいじめ問題の本質を知り、思いや考えを共有して迅速に事態に対応する。ー

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。（深刻さ、重大さを認識する。）
- ・いじめは、発見しにくく、教育や指導の在り方が問われる問題である。（危機意識を持ち、責任をもって対応する。）
- ・生命、心身、財産、名誉に重大な被害が生じている疑いがある場合、重大事態及び犯罪行為としての対応が必要である。（被害者の保護を優先する。）

いじめの構造



- ・観衆の立場の児童も、結果としていじめを助長している場合が多い。（加害自覚が希薄）
- ・見ていると思われる児童（傍観者）も、いじめの状況の被害者的立場にある。
- ・インターネットを介したいじめは、被害が広範囲に深刻化し、実態把握や対応が困難である。

主ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句などいやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・偶然を装ったり、遊ぶふりをしたりして、ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品等の財産を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ネット上のいじめは絶え間ない誹謗中傷、不特定多数の関与、個人情報の悪用などがなされる。
- ・いずれの様態においても、相当の期間、学校を欠席せざるを得ない状況になることがある。

3 いじめの未然防止のために

基本姿勢 ーいじめを許さない児童を育てるー

- ・教師はいじめについて熟知し、また自らの人権意識を高める。
- ・いじめを許さない児童を育てる教育活動を充実させる。
- ・いじめの早期発見、早期対応に向け、教育相談の充実を図るなど、組織的計画的な取組を行う。

手立て

ー児童が道徳教育をはじめとする教育活動全般において自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動の推進を図る。ー

○学級経営の充実

- ・児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いに認め合う学級を作る。(一人一人が活動に参加し、充実感が味わえるような学級経営)
- ・児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気ある学級集団づくりをすすめる。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続する。改善点については、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・児童の実態を出欠、遅刻の日数、チェックリスト、アンケート Q・U、教育相談によりの確に把握する。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童たちの学び合いを保障する。

○道徳

- ・いじめを許さない心情を深める授業を工夫し、人権意識の高揚を図る。(人権教育公開授業等)
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○学級活動

- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合わせる。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化させる。(構成的グループ・エンカウンター等の活用)
- ・人間関係のトラブルやいじめ問題に直面した時の対処の仕方の学習を行う。(ソーシャルスキルトレーニング：相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)

○学校行事

- ・児童の達成感や感動、人間関係の深化、良好な人間関係の構築に留意して行う。

○児童会活動

- ・児童が、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるように支援する。

○情報モラルについての学習

- ・インターネットの特性(匿名性、個人情報流出、不特定多数のアクセス等)からその危険性を知り、加害者にも被害者にもならないための知識の習得と態度の育成を図る。
- ・一度インターネット上で拡散してしまいたいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であり、インターネット上の一つの行為がいじめの被害者はもとより、学校、家庭、地域社会に多大な影響を与え、民事上または刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。

○教職員研修

- ・いじめ(ネット上のいじめも含む)の構造、特性、心理を熟知し、いじめを見抜き対応できるようにする。

○特別な支援や配慮が必要な児童への対応

- ・発達障がいを含む障がいのある児童が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災などにより被災した児童、原子力発電所事故などにより避難している児童など、配慮が必要な児童について、日常的に適切な支援と周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見について

早期発見の意義

ーいじめの見えにくさを認識し、いち早く兆候を察知しようとする意識をもつ。ー

いじめは見えにくいところで行われる（無視、パソコン、携帯電話など）。また、遊び、仲良し、部活の練習などの“ふり”の中で行われることも多い。また、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合がある。さらにいじめを受けている本人からの訴えは少なく、またいじめを受けていることを否定（「いじめとは思いたくない。親には心配かけたくない。先生は、余計なことはしないでほしい。」等の心理）することもあり、顕在化したときには重大事態や触法行為に陥っている場合が多い。そこで、いち早くいじめの兆候を察知する必要がある、いじめの兆候自体もいじめと認識することが大切である。

気になる事象全ての背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害意識に着目し、早期発見に努める。

いじめを積極的に認知し、校内における組織的な対応と報告、連絡、相談を徹底するとともに、保護者、地域、関係機関との連携を図る。

早期発見の手立て

○教師と児童の日常の交流を通じた発見

- ・日記、休み時間、昼休み、放課後の雑談など日常のかかわりで気になる様子に目を配る。

○複数の教職員の目による発見

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して児童にかかわることで発見の機会を多くする。
- ・休み時間、昼休み、放課後などに、児童のトイレ、体育館周辺、特別教室などの校内巡回を行う。
- ・児童を語る会での情報交換を密にする。

○定期的な調査での発見

- ・「いじめ防止、発見に関するチェックシート」（別紙）、「アンケート Q-U」の実施で同一尺度による客観的な発見に努め、必要であればスクールカウンセラーの専門的分析を行う。

○指導の振り返り、点検による発見

- ・教師自身自らの取組を振り返り、思い込みを防ぎ、いじめ問題への認識を新たにする。
- ・学校評価・教員評価の評価項目に、学校いじめ基本方針に基づく取組の評価項目を位置付ける。

○教育相談による発見

- ・定期的な面談の実施や児童が希望するときに面談ができる体制を整備する。

- ・スクールカウンセラー等の専門機関を利用する。

○いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ・いじめを訴えることは、人権と生命を守ることにつながる行為であることを日ごろから指導する。
- ・学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。
- ・関係機関へのいじめの訴えや相談方法を周知する。
- ・匿名による訴えについては、まずその気持ちを尊重するが、相談機関は秘密の厳守と意向に添った対応が可能であることを周知する。

○保護者や地域からの情報提供

- ・日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを保護者に周知し、共通認識に立った上でいじめの発見に協力を求める。
- ・「いじめ発見チェックポイント 26」などを活用し、児童の変化やサインを家庭と学校で共有する。
- ・インターネット利用の中で関係者を傷つけるおそれのある情報を得た場合、学校に連絡するよう協力を求める。
- ・学校非公式サイト等の検索、監視、書き込み削除依頼等でネットトラブルの抑止と解消をめざす。
- ・保護者からの相談窓口は教頭とし、必要に応じてスクールカウンセラー、養護教諭、担任等が行う。
- ・松江市いじめ相談電話（通称：いじめホットライン）の周知を図る。

松江市教育委員会 生徒指導推進室内（５５－５０４８）＊（コールしよう）

5 いじめの発見から解決まで

解決までの基本的な考え－指導者一人一人が解決までの見通しを共有し、組織的な対応にあたる。－

1 情報の入手

- ・真摯に受け止める。（些細なことも見逃さない。苦しい心情を受け止める。記録を残す。）
- ・いじめの相談を受けた者、発見した者は直ちにいじめ問題対策委員会に報告する。（教職員がいじめを発見又は相談された場合、情報を抱え込むことは法に違反する。）

2 いじめ問題対策委員会（対応方針の決定・役割分担・組織対応）

○いじめ問題対策委員会の開催

- ・構成員（役割）
 - ＜校内＞校長（総括）、教頭（招集・総務・進行）、生徒指導主任（記録）、特別支援教育コーディネーター（情報、専門機関との連携）、担任、（児童対応）、養護教諭（児童対応）
 - ＜外部＞PTA 会長、スクールカウンセラー、主任児童委員（それぞれ専門的な立場からの情報提供、助言等）

○情報の整理

- ・情報と事実の関係を精査する。
- ・いじめの様態、いじめを受けている児童、いじめている児童、周囲の児童の特徴を把握する。
- ・ネット上のいじめの有無を調査する。

○対応方針の決定と共通理解（対応方針のもと一人一人が解決までの見通しを持ち、それぞれの役割を互いに理解しながら対応する。）

- ・いじめを受けている児童（保護者）からの事情聴取と支援を行う。（心情を受け止める。）
- ・周囲の児童からの事情聴取と指導を行う。
- ・いじめている児童（保護者）からの事情聴取と指導を行う。
- ・PTA 役員と連携する。
- ・関係機関と連携する。いじめの認知や重大事態の判断は校長が行い、直ちに教育委員会に報告する。

3 事実の究明

○事実の究明の留意事項

- ・事実に基づく指導が行えるように、いじめの状況、背景、きっかけ等を十分に調査する。
- ・いじめを受けている児童や周囲の児童からの事情聴取は、人目のつかない場所や時間帯に配慮し、安心して話せるようにする。
- ・情報に食い違いが無いか、確認しながら聴取を進める。
- ・情報の提供者については秘密を厳守し、報復等が起こらないように注意を払う。
- ・聴取を終えた後は、該当児童を自宅まで送るか、または迎えを頼み、保護者に直接説明する。

4 いじめを受けている児童、いじめている児童、周囲の児童への指導・支援

○いじめを受けている児童への対応（被害者の意向をくみ、具体的な保護策を話し合う）

- ・担任もしくは、いじめを受けている児童が話しやすい教師が対応する。
- ・いじめには毅然とした対応をしていくことや、徹底していじめを受けている児童の立場や思いに沿った支援に責任をもつことを伝える。
- ・いじめについて学校側の今後の指導の仕方について伝える。
- ・危機的な状況については、回避できる場所、時間、方法を提示する。
- ・いじめている側の児童との接し方について具体的な支援内容を示す。
- ・学校側は、安易に解決したと判断せず、経過を見守り、いつでも相談できるようにする。
- ・自己肯定感の回復のため、授業、学級活動等で活躍の場や友人との関係作りを支援する。

○いじめている児童への対応

- ・いじめに至った背景を把握し、行ったいじめ行為についてはどんな些細なことについても毅然とした指導する。
- ・いじめを受けている児童の辛さに気付かせ、行った行為の悪質性について自覚をもたせる。
- ・責任転嫁、正当化、うそやごまかし等についてはその不当性を根気よく指導する。
- ・いじめ行為やそれに至った心情を振り返らせることで、今後の行動の仕方について考えさせる。
- ・いじめは、いかなる言い分があろうと決して許されない行為であるとし、それとは別に、いじめている児童の不平不満、満たされない思いに耳を傾け、支援の方法を模索する。
- ・日記や面談などを通して教師との交流を密に続け、活躍の場を設ける。

○観衆や傍観者への対応

- ・いじめは学級、学年等集団全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題には、学校側が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめを訴えることは、告げ口などという悪いイメージのものではなく、辛い立場にある人の人権と命を守る正義の行いであることを伝える。
- ・問題の関係者として事実を受け止めなければならないことを指導する。

- ・いじめを受けている児童は、観衆や、傍観者の態度をどのように感じていたかを、自分の身に置き換えて考えさせる。
- ・今後どのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめを誘発したり助長させたりした集団の行動や言葉遣いについて深く振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。
- ・いじめが解決されたと思われる場合でも、継続して指導を行っていく。

5 保護者への対処、連携

○いじめを受けている児童の保護者への対処、連携

- ・速やかに家庭訪問を行い、把握している事実を正確に伝える。
- ・徹底していじめを受けている児童を守る意向を伝え、具体的な支援内容や指導方針を示す。
- ・対応経過をこまめに伝え、いじめを受けている児童の様子等について情報を得る。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、連絡を取り合う。

○いじめている児童の保護者への対処、連携

- ・家庭訪問を行い、判明している事実を正確に保護者に伝え、その場で児童にも確認する。
(事態を未然に防げなかったことを鑑み、一方的に罪を着せるような態度にならないように注意し、またいじめていた児童が、家庭で虐待や体罰を受けないように配慮する。)
- ・相手の児童の状況も伝え、問題の深刻さを認識してもらう。
- ・よりよく成長させたいという強い願いで指導したいと考えていることを伝え、理解と協力を求める。
- ・事実を認めなかったり、うちの子は中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童をよくしようとする思いを伝え、理解を求める。
- ・状況、その他の事情を合わせて考え、必要な場合は学校教育法第35条第1項の規定に基づき、児童の出席停止（登校の禁止）等必要な措置を通告する。

○他の保護者との連携（緊急保護者会、PTA 役員会の開催）

- ・年度当初の PTA 総会、学校便り、保護者会、地域推進協議会などの場で、いじめや暴力の問題発生にはどのような支援や指導を行うのか、あらかじめ対応の方針を明らかにしておく。
- ・必要があれば緊急保護者会を開き、対応策を話し合う。
- ・PTA 役員とは連携を密にしておく。

6 関係機関との連携（教育委員会、警察、児童相談所との連携）

- ・「いじめ重大事案」が発生した場合、松江市教育委員会の指導・助言に基づき、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って対応する。早期の段階で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議や丁寧なアセスメントを行う。
- ・深刻ないじめの解決、いじめを受けている児童の保護のためには、警察、児童相談所などとの連携も躊躇せずに行う。
- ・松江市「子どもとメディア対策協議会」と連携する。

7 経過観察・取組の検証及びいじめ解消の定義

- ・いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを肝に銘じ、安易に解決したと判断せず、経過観察を怠らない。

- ・インターネットを介してのいじめに対しては、監視の強化を図る。
- ・次の場合、いじめが「解消」したとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害を受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

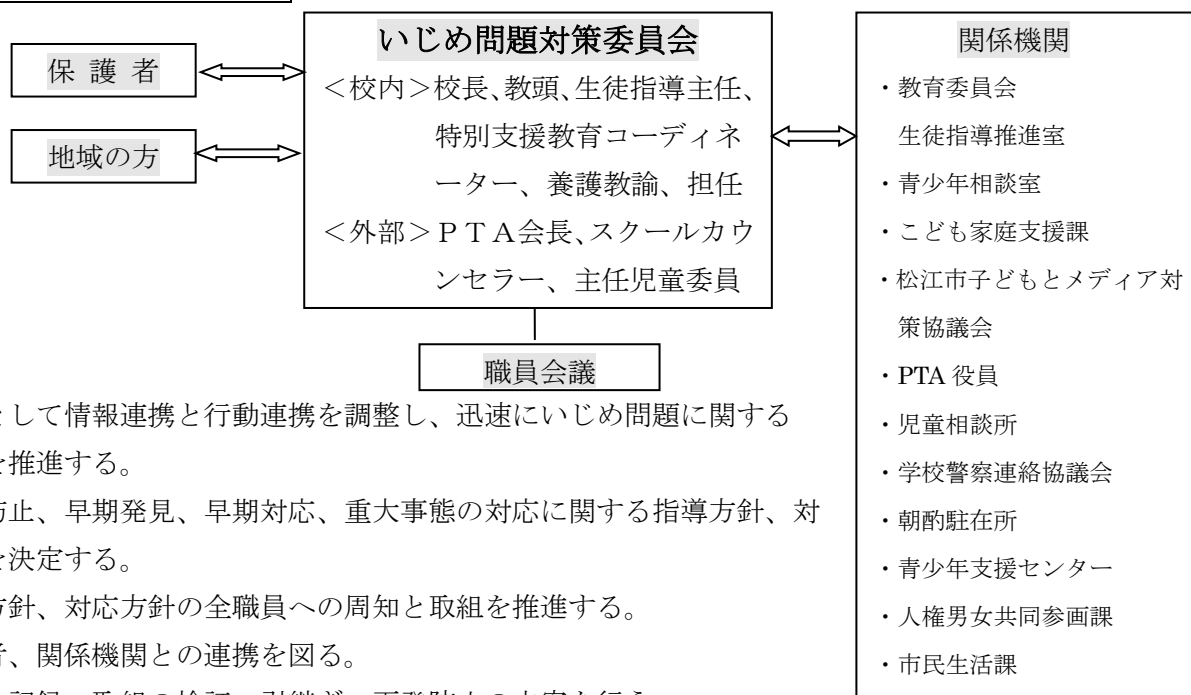
- ・再発防止に留意する。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害を受けた児童及び加害の児童については、日常的に注意深く観察する。

6 いじめ問題への組織的対応

組織的対応の基本的考え方 ー情報連携と行動連携を調整し、迅速に対応する。ー

- ・いじめ問題の指導、解決には組織的対応（英知の結集と行動）が不可欠である。
 - ・各学級での問題に全校体制でフォローする。担任は問題を抱え込まず、相談報告する。
 - ・問題解決までの過程や方向性を明確にし、互いの役割分担を理解しながら助け合う。
- ※問題解決までの過程とは、「実態把握・事実の究明」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証・再発防止」
- ・記録を残し、取組を検証し、組織として引継ぎできるようにする。

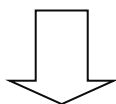
いじめ問題対策委員会の設置



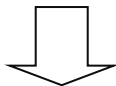
- ・組織として情報連携と行動連携を調整し、迅速にいじめ問題に関する対策を推進する。
- ・未然防止、早期発見、早期対応、重大事態の対応に関する指導方針、対応方針を決定する。
- ・指導方針、対応方針の全職員への周知と取組を推進する。
- ・保護者、関係機関との連携を図る。
- ・事案の記録、取組の検証、引継ぎ、再発防止の立案を行う。

いじめ重大事態への対応

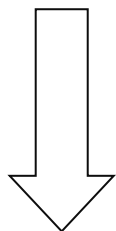
いじめ重大事態の発生



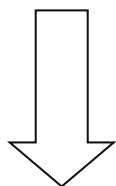
いじめ重大事態 調査組織の設置



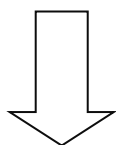
事実関係を明確にするための調査



いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供



調査結果の報告



調査結果を踏まえた必要な措置の実施

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ・児童や保護者からの申立て 等

- ・松江市教育委員会の指導・助言の下、調査組織を設置する。専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図ること等により、調査の公平性・中立性を確保する。

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・調査主体に不都合な事実にも真摯に向き合う。

- ・調査に先立ち、アンケート等はいじめられた児童や保護者及び関係機関に提供される場合があることを説明する。
- ・アンケート等の資料の保管・管理には細心の注意を払う。

- ・明らかになった事実関係について、経過報告を含め適切に情報を提供する。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように努める。

- ・調査結果を学校の設置者である松江市教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

7、いじめ対策年間計画（予定）

月	取 組 の 予 定
4 月	・学校間、学年間の情報交換指導記録の引き継ぎ ・生徒指導職員会（要支援児童についての情報共有） ・いじめ問題対策委員会編制、職員研修（いじめ対策に係る共通理解） ・学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり（学級活動） ・「いじめ防止基本方針」について HP で周知する ・児童の班編制の配慮（縦割り班等）
5 月	・小中連絡会（小中の連携）

	・ 民生委員さん等との連絡会
6 月	・ 第 1 回アンケート Q-U の実施 ・ 第 1 回教育相談の実施 ・ 生徒指導職員会（朝酌っ子を語る会 1） ・ メディアコントロールウィークの実施並びにメディアについての学習
7, 8 月	・ 学校の取組の振り返り（振り返りシート） ・ 人権教育研修（職員研修） ・ 第 1 回アンケート Q-U の結果を受けて情報交換及び職員研修 ・ 学校評価 ・ 「いじめ電話ホットライン」の周知
9 月	・ 生徒指導職員会（朝酌っ子を語る会 2） ・ 校内人権旬間 ・ 人権集会 ・ 人権教育公開授業（性教育含む） ・ 学級懇談
10 月	・ 第 2 回教育相談の実施
11 月	・ 第 2 回アンケート Q-U の実施 ・ いじめ問題に関する校内研修 ・ 学校の取組の振り返り（振り返りシート） ・ 中学校授業体験
12 月	・ 個人面談 ・ 学校評価
1 月	・ 第 2 回アンケート Q-U の結果を受けて情報交換及び職員研修
2 月	・ 第 2 回教育相談の実施
3 月	・ 小中連絡会、保幼小連絡会 ・ 中学校生徒会による小学校訪問 ・ 記録の整理、引継ぎ事項の作成

○その他 新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を図りながら可能なものについて実施していく。

- ・ 児童会活動（1年生を迎える会、児童総会、委員会活動など）、学校行事（運動会、遠足、宿泊研修、修学旅行、学習発表会、文化祭参加、6年生を送る会など）、地域講師を招いての活動（花の苗植え、しめ縄作り、大根作り、クラブなど）
- ・ いじめ防止への理解、啓発に向けた活動…人権週間、人権集会
- ・ 朝酌地域人権教育推進協議会…人権教育を視点にした授業公開
- ・ 嵩の杜学園地域推進協議会…二中校区の小中学校における授業公開や情報交換等
- ・ 児童クラブ指導員との連絡会
- ・ 児童について情報交換、配慮を要する児童のケース会議